

水道料金収納業務等包括業務委託の共同発注に関する協定書

「豊橋市水道事業及び下水道事業」、「豊川市水道事業及び下水道事業」及び「湖西市水道事業及び下水道事業」（以下「三市」という。）は、水道料金収納業務等（以下「収納業務等」という。）について、令和5年4月27日付けで締結した「水道料金収納業務等包括業務委託の共同発注に関する基本協定書」に基づき、次のとおり協定を締結する。

（収納業務等の共同発注の時期）

第1条 収納業務等を共同発注する時期は、令和6年度とする。

（収納業務等の共同実施期間）

第2条 収納業務等を共同実施する期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（収納業務等の執務場所、名称等）

第3条 収納業務等の主な執務場所（以下「主たる事務所」という。）は、愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1（豊橋市上下水道局庁舎の一部）とする。なお、一部の収納業務等については、愛知県豊川市一宮町豊1番地（豊川市一宮庁舎の一部）、静岡県湖西市吉美3268番地（湖西市役所庁舎の一部）及び静岡県湖西市吉美950番地の28（湖西浄化センターの一部）で行うものとする。

2 各市の事務所の名称は、次のとおりとする。

- ・豊橋市 豊橋市お客さま料金センター
- ・豊川市 豊川市お客さま料金センター
- ・湖西市 湖西市お客さま料金センター

（収納業務等の範囲）

第4条 本協定における収納業務等の範囲は、次に掲げるものとする。

1 水道料金及び下水道使用料に関する業務

- （1）受付・収納業務
- （2）検針業務
- （3）開閉栓業務
- （4）メーター管理・受付業務
- （5）中高層共同住宅の水道特別取扱に関する業務
- （6）滞納整理に関する業務

2 農業集落排水施設使用料に関する業務

- 3 電子計算処理業務
- 4 給水装置に関する業務
- 5 排水設備に関する業務
- 6 受益者負担金及び分担金に関する業務

(収納業務等の共同実施の方針)

第5条 収納業務等の共同実施の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 各業務の実施方法については、可能な限り共同化するものとする。
- (2) 電算システム等については、共同化するものとする。
- (3) 三市が共通して使用する各種様式は、可能な限り共同化するものとする。

(収納業務等の費用負担、契約等)

第6条 各市の収納業務等の委託料は、全体見積額から別表第1に定める計算方法により算出した額（以下「各内訳額」という。）の合計とする。

- 2 前項の計算に使用する給水戸数及び検針件数は、別表第2に定めるものとする。
- 3 第1項の計算に使用する割合は、小数第4位までとし、第5位を四捨五入する。
- 4 各内訳額は円単位までとする。なお、円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を豊橋市及び豊川市の内訳額とし、全体の内訳額から豊橋市及び豊川市の内訳額を差し引いた額を湖西市の内訳額とする。
- 5 収納業務等を実施するにあたり、各市が単独で行う業務に係る費用及び各市に設置する事務所における費用については、各々で負担するものとする。なお、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度三市が協議して決定するものとする。
- 6 収納業務等の受託者との契約は各々で締結し、委託料の支払いについても各々で行う。
- 7 収納業務等の共同実施期間内に業務内容を変更・追加する必要がある場合は、その都度三市で協議するものとする。

(主たる事務所等に関する費用負担)

第7条 主たる事務所及び業務用駐車場は、次のとおりとする。

項目	場所	面積又は数量
主たる事務所	豊橋市上下水道局庁舎2階の一部	370 m ²
業務用駐車場	豊橋市上下水道局庁舎1階駐車場	7台分

- 2 豊橋市は、豊川市及び湖西市に対して、収納業務等の共同実施期間中に主たる事務所及び業務用駐車場を有償で提供するものとし、豊橋市行政財産使用料条例第3条に定める額を基に、三市が協議の上、別表第3に定める計算方法により算出した額を豊

川市及び湖西市が負担するものとする。

3 受託者が主たる事務所で使用する光熱水費については、三市が協議の上、別表第3に定める計算方法により算出した額を豊川市及び湖西市が負担するものとする。

4 前二項の負担額は円単位までとする。なお、円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を豊橋市及び豊川市の負担額とし、全体額から豊橋市及び豊川市の負担額を差し引いた額を湖西市の負担額とする。

5 第2項及び第3項の支払義務については、令和7年4月1日から発生するものとする。

(文書等の取扱い)

第8条 共同化に係る文書及び物品の取扱いについては、各市の定めるところによる。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度三市で協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和12年3月31日までの間とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

令和6年2月5日

愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

上下水道局長 木和田 治伸 印

愛知県豊川市諏訪一丁目1番地

豊川市水道事業及び下水道事業

豊川市長 竹本 幸夫 印

静岡県湖西市吉美3268番地

湖西市水道事業及び下水道事業

湖西市長 影山 剛士 印

別表第1 (第6条関係)

項目	科目	内訳	計算方法
労務費	給料・賃金等	社員	給水戸数割合により算出する。
		社員（給排水業務従事員）	各々の従事員の人数割合により算出する。
		事務員及びパート	給水戸数割合により算出する。
		庁舎管理等業務従事員	豊橋市の負担とする。
		検針員	検針件数割合により算出する。
電算費	システム機器等	ハードウェア関連費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 サーバー費用の負担割合は、豊橋市・豊川市33.33%、湖西市33.34%とする。 2 主たる事務所に設置する端末機及びプリンター等のうち、豊橋市の単独業務に係る費用は、豊橋市の負担とする。 3 豊川市・湖西市の事務所に設置する端末機及びプリンター等に係る費用は、各々の負担とする。 4 2・3は設置台数により算出する。 5 1～3以外は、給水戸数割合により算出する。
		ソフトウェア関連費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 主たる事務所に設置する端末機のうち、豊橋市の単独業務に係る費用は、豊橋市の負担とする。 2 豊川市・湖西市の事務所に設置する端末機に係る費用は、各々の負担とする。 3 1・2は設置台数により算出する。 4 1・2以外は、給水戸数割合により算出する。
		システムカスタマイズ費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 各市の単独業務に係る費用は、各々の負担とする。 2 1以外は、給水戸数割合により算出する。
		ネットワーク関連費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 導入に係る費用は、給水戸数割合により算出する。 2 運用に係る費用は、1拠点あたりの費用を各々で負担する。
		運用・保守費用	給水戸数割合により算出する。
		通信機能関連費用	
固定費	保険料		給水戸数割合により算出する。
変動費	電話料・郵送費・車両費等	修繕維持費	<ol style="list-style-type: none"> 1 各市の単独業務に係る費用は、各々の負担とする。 2 1以外は給水戸数割合により算出する。
		防犯対策費	
		印刷製本費	
		電話料	
		郵送費	
		車両費	
		備品費	
		消耗品費	
		被服費	
雑費			
諸経費			給水戸数割合により算出する。

別表第2（第6条関係）

区分	豊橋市	豊川市	湖西市	
給水戸数	171,241 戸	80,858 戸	26,647 戸	
検針件数	5,083,080 件	2,470,800 件	194,220 件	
内訳	令和7年度	1,017,720 件	494,160 件	91,920 件
	令和8年度	1,016,340 件	494,160 件	62,580 件
	令和9年度	1,016,340 件	494,160 件	34,080 件
	令和10年度	1,016,340 件	494,160 件	3,900 件
	令和11年度	1,016,340 件	494,160 件	1,740 件

※ 給水戸数は、令和4年度の決算数値とする。また、検針件数は、令和4年度の決算数値を基本として、各年度初日における水道スマートメーターの設置予定件数を控除して算出したものとする。

別表第3（第7条関係）

項目	内訳	計算方法
賃貸料	主たる事務所	給水戸数割合により算出する。
	業務用駐車場	
光熱水費		給水戸数割合により算出する。